

鳴瀬川総合開発事業マネジメント委員会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、鳴瀬川総合開発事業マネジメント委員会（以下「委員会」）とする。

(目的)

第2条 委員会は、鳴瀬川総合開発事業全般における実施状況、進捗状況等について確認を行い、事業費、工程監理の一層の充実を図るため、鳴瀬川総合開発工事事務所長に対し意見を述べることを目的とする。

(組織等)

第3条 委員会は、治水・経済に携わる学識者、ダム専門家、鳴瀬川流域の治水並びに鳴瀬川総合開発事業の利水に関わる行政担当者等をもって組織するものとし、鳴瀬川総合開発工事事務所長が委嘱する。

2 委員会は、必要に応じて外部の専門家等から意見を聴取することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとし、会務を總理し委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(専門家等の招集)

第5条 専門家等の招集は、各委員の意見を聴いて委員長が行う。

(委員会の所掌事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 事業（事業費、事業量、実施工程）の実施状況、進捗状況の確認。
- 二 コスト縮減方策の検討及び実施状況の確認。
- 三 その他委員会が必要と認めた事項。

(委員会の開催)

第7条 委員会は原則として毎年度及び基本計画策定、変更時に開催する。また、現地調査を適宜開催する。

2 前項のほか、委員長が必要と認めた場合は、隨時開催することができる。

(運営等)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、運営方法を定めた「鳴瀬川総合開発事業マネジメント委員会運営要領」を定める。

(公開)

第9条 委員会は議事を非公開とし、議事概要については公表する。ただし、委員会で別途定めた場合はこの限りでない。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、国土交通省東北地方整備局鳴瀬川総合開発工事事務所 工務課に置く。

(規約の改正)

第11条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得て行うことができる。

(附則)

第12条 この規約は、平成31年1月8日から施行する。
この規約は、令和元年10月8日から施行する。
この規約は、令和2年8月21日から施行する。
この規約は、令和3年11月16日から施行する。
この規約は、令和4年6月27日から施行する。
この規約は、令和5年6月8日から施行する。

委員名簿

専門分野		氏 名	所 属	役 職
区 分	専 門			
学識者	河川工学	うめだ まこと 梅田 信	日本大学 工学部土木工学科	教授
	経済	ぬまくら まさえ 沼倉 雅枝	沼倉雅枝 公認会計士税理士事務所	所長
ダム専門家	ダム構造	はつとり あつし 服部 敦	国立研究開発法人 土木研究所 河道保全研究グループ	グループ長
利水者	発電	むらさと こうじ 村里 浩司	東北電力(株) 再生可能エネルギーカンパニー 水力部	副部長
宮城県		はせがわ きよと 長谷川 清人	土木部	河川課長

(順不同・敬称略)